

事業事前評価表

国際協力機構南アジア部南アジア第二課

1. 基本情報

- (1) 国名：ネパール
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：国内全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画
(The Project for Human Resource Development Scholarship: JDS)
- (4) G/A 締結日：2025 年 7 月 9 日

2. 事業の背景と必要性

- (1) ネパールにおける政府職員人材育成分野の現状・課題及び本事業の位置付け

ネパール政府においては、経済社会開発にかかる政策立案に従事する省庁・関係機関の高度人材を育成するための国内体制が、総じて不足しているという現状がある。

ネパールは、2026 年の後発開発途上国（LDC）卒業を目指し、さらなる開発と高所得国化の実現に向け、社会経済を変革するための「長期ビジョン 2043」を掲げている。同ビジョンを達成するための基本計画として、2024 年に承認された「第 16 次 5 カ年計画（2024/2025－2028/29）」では、1) 政治・行政・司法・民間・非政府におけるグッドガバナンスの維持、2) 医療・教育・雇用・住宅・治安・公共サービス提供における社会正義の確立、3) 人々の生活と国家経済の繁栄の達成の 3 つを目標としている。一方で、ネパールは、中国とインドの間に位置する内陸国という地理的制約や自然災害への脆弱性、経済インフラや社会サービス提供の不足、法整備や地方行政等のガバナンス等、様々な課題を抱えている。同国の発展のためには、多岐にわたる開発課題への取り組みが必要であるが、政策立案、実施を担う行政官の能力が不足している状況。

このように、いずれの分野においても、国外において行政能力の向上と制度構築を担う政府中枢に行政官を育成することが同国の経済社会開発上の課題となっており、「人材育成奨学計画」（以下、「本事業」という。）の枠組みを通じて本邦にて行政官を育成することが求められている。

- (2) ネパールにおける我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

対ネパール国別開発協力方針（2021 年 9 月）では、「後発開発途上国からの脱却を目指した持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」に根差した他事業を推進する観点から、以下にある同方針重点分野に従事する行政官の政策立案能力向上を促進する。

- 経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済開発
- ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり

また、本事業は、同国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針と合致し、同国における中核人材の育成を通じて行政能力の向上及び制度構築に資するものである。また、質の高い教育の確保を目指す SDGs ゴール 4（教育）等に貢献するものであり（「地球規模課題への対応」、行政能力の向上及び行政官の育成が課題である同国にとって、その前提となる教育の質の向上は最重要課題の一つである。

（3）他の援助機関の対応

主な援助機関による類似の奨学金事業として、KOICA（Korea International Cooperation Agency：韓国国際協力団）奨学金、オーストラリア奨学金（Australia Awards Scholarship）、英国奨学金（Chevening Scholarship）、米国奨学金（Fulbright Foreign Student Program）があげられる。

3. 事業概要

（1）事業概要

① 事業の目的

本事業は、ネパール政府中枢において政策決定に携わることが期待される若手行政官が、本邦大学院における学位（修士号・博士号）取得を支援することにより、同国の重点開発課題に関する施策・取組の進展及び同国との人的ネットワークの構築を図り、もって二国間関係及び取組の強化に寄与する。

② 事業内容

ア) 実施内容

ネパール政府の若手行政官を対象に、1期あたり最大 22 人（修士課程 20 人、博士課程 2 人）、計 4 期分の留学生が、本邦大学院において同国の重点課題に関する政策立案に資する研鑽を積むことに対して、必要な経費を支援する。協力準備調査では 4 期分の計画を予め策定し、戦略的・効果的な受け入れを継続的に実施する。

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

- ・ JDS 生の来日・留学支援（来日留学生の募集選考、来日準備、留学生のモニタリング、帰国準備、奨学金提供、大学への授業料等支払い等）
- ・ 留学事業の付加価値創出（留学中の日本政府関係者等との人脈構築及び帰国時の JDS 生 OB とのネットワーキング等）

ウ) 調達方法

原則として協力準備調査の実施者を本事業の実施代理機関として JICA が推薦する予定。

③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）

学位（修士号・博士号）を取得する若手行政官 22 人/期となる。なお、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの一層の推進のため、女性行政官の参加や能力向上を促進する取り組みを行う他、博士課程においては、JDS 修了生を原則とし、博士号取得を確実にするため、実行可能性の高い適切な研究計画と、指導教官からの推薦状及び研究指導計画が提出されることなど、複合的な条件に合致する候補者を対象とする。

(2) 総事業費

総事業費 572 百万円（概算協力額（日本側）：572 百万円）

(3) 事業実施スケジュール（協力期間）

2025 年 7 月～2030 年 3 月を予定（計 57 か月）

(4) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制：財務省（Ministry of Finance）

② 運営／維持管理体制：本事業の円滑な実施のために、ネパールにおいて運営委員会（以下③により構成）を設置する。運営委員会は、同国政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

③ 運営委員会の構成：財務省、連邦総務省、外務省、在ネパール日本国大使館、JICA ネパール事務所

(5) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

「JICA 開発大学院連携」により提供されるプログラムの受講を本事業の留学生に奨励することで、日本の開発経験を学ぶ機会を提供し、将来、国の発展を担うリーダー候補者や、各分野の開発課題の解決を推進しうる行政官の育成を目指す。留学プログラム「SDGs グローバルリーダーコース」では、SDGs 達成に向けた開発協力の推進のため、本邦大学への留学に、中央省庁・地方自治体・企業等での実務研修等を必要に応じて組合せ、将来キーパーソンになりうる優秀な行政官や研究者等を育成する。

2) 他援助機関等の援助活動

他援助機関等の援助活動との重複・連携はなし。

(6) 環境社会配慮

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイド

ライン」(2022年1月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(7) 横断的事項：特になし。

(8) ジェンダー分類：「GI(S) ジェンダー活動統合案件」

＜活動内容/分類理由＞留学生募集時に女性の応募勧奨を行い、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成を推進するため。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名		基準値	目標値
留学生の学位取得率(%)	修士課程	0	95
	博士課程	0	65
帰国生の役職率(%)		20	22

(注) 学位取得率については、2025年時点の実績値を基準とし、2031年(事業完了1年後)における目標値とする。

(注) 役職率については、政策立案に影響を与えうる課長級以上の職位に就いている人数から算出し、基礎研究報告が行われた2019年の実績を基準値とし、同名の先行事業分を踏まえた2040年(事業完了10年後)における目標値とする。

(2) 定性的効果

- ・若手行政官が、帰国後、同国の計画策定・政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織の機能が強化される。
- ・留学する若手行政官と日本政府職員との人脈構築が進み、二国間関係が強化される。
- ・留学生を受け入れる本邦大学やコミュニティにおける国際的な学術的ネットワーク及び国際友好親善が強化される。
- ・本邦大学院における学位取得のための学習のみならず、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官が育成される。

5. 前提条件・外部条件

- ・ネパール政府の人材育成(本邦留学)に関する方針が変更されない。
- ・留学生本人が、病気や事故等のトラブルに遭わずに勉学を全うできる。

- ・ 留学生が帰国後に同国政府に復職できる。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の JDS に関する基礎研究報告書において、本事業が価値の高い奨学金プログラムとして認知され続けるために、対象の明確化や高付加価値化が重要であると提言されている。そのため、当該国における対象グループの再整理を行い、事業として優先すべき対象を明確にしながら戦略的に選考をすること、また、充実化した活動プログラムを広報することを通じて、他の奨学金プログラムと差別化を図り、帰国後にリーダーシップを発揮する素質を有する有望な人材を選定できるよう工夫する。

7. 評価結果

本事業は、同国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、若手行政官等の育成を通じた行政能力の向上に資するものであり、SDGs のゴール 4「万人の包摂的で公平な質の高い教育の確保、生涯学習の機会の促進」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に一度調査を行い、取りまとめる。

以 上